

北 監 第 28 号
令和 6 年 6 月 3 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を、別紙のとおり実施
しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

住民保険課及び税務課の業務全般について

実施日

令和6年7月3日（水）

実施場所

北方町役場委員会室

基本方針・着眼点

- ・住民保険課・税務課の業務内容と人員配置について
- ・住民保険課・税務課における契約行為について
- ・住民保険課と税務課の徴収等の連携について
- ・健診等、住民手続き、保険証手続き、マイナンバーなどの事務について
- ・今後の税収等の見込みについて
- ・その他関連事務全般について。

提出資料（①と②は3部）

- ① 各課の業務内容と人員配置（会計年度任用職員含む）の説明書
- ② 各課の委託契約及び賃貸借契約一覧表
- ③ 各課の契約伺い文書及び委託契約関係書類
- ④ その他関係書類及び台帳等

（※③と④は当日疑義がある際に担当課より説明を受けるときに提出）

出席依頼者氏名 担当課長、担当者

北 監 第 32 号
令和 6 年 7 月 17 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

定期監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第4項による定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項

- ・ 住民保険課・税務課の業務内容と人員配置について
- ・ 住民保険課・税務課における契約行為について
- ・ 住民保険課と税務課の徴収等の連携について
- ・ 健診等、住民手続き、保険証手続き、マイナンバーなどの事務について
- ・ 今後の税収等の見込みについて
- ・ その他関連事務全般について。

実施日

令和6年7月3日（水）

実施場所

北方町役場委員会室

監査の結果

対象事項について、関係書類等の提出、現場視察及び担当者から説明を求めて監査した。意見の内容については以下の監査意見書に記述する。

監 査 意 見 書

北方町監査委員 横 山 治
北方町監査委員 石 井 伸 弘

令和6年7月3日に、地方自治法第199条第4項による定期監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意 見

今回対象事項について、関係書類等の提出、現場視察及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正であると認められた。特に、両課とも委託契約についてはほとんどが随意契約であるが、委託内容が専門的な内容の業務であり致し方のないことであると思われる。

はじめに、住民保険課において戸籍事務は専門的な知識と経験が求められ、職員の育成が課題であると言える。また、マイナンバー制度関連の業務においては近年届出事務などの窓口業務が増えると同時に、法改正に伴う業務量も増加していると説明があった。このことから、今後も職員の能力向上のための研修の機会を確保するとともに、より効率的かつ確実な業務運営が遂行できるように努めてもらいたい。

次に、税務課の業務については、まず徴収事務の中で滞納者との面談を行い困窮している者には福祉子ども課や社会福祉協議会などを紹介するなど、必要に応じて福祉分野につなぐことも行っている事例もあると説明を受けた。そういう事情のある町民にとってはたいへん助かることであるので、今後も税務課としてできる範囲での支援を続けてもらえると良いと思われる。次に課税の方では、固定資産税の償却資産について、現状でも法人に対して調査を行っていると思われるが、他市町が行っている調査等を参考にしてできるだけ適正かつ公正な課税を目指してもらいたい。また、今後人口が減少すると予測される中で税収を少しでも安定させるためにも、町に新たな法人が来てもらえる施策を研究し実行することを検討してもらいたいと考える次第である。